

平成 24 年 10 月 23 日
国 税 庁

情 報

< EU による日本産食品等の輸入規制規則の改正について >

福島第一原子力発電所の事故に伴い、EU においては、昨年 3 月 24 日より酒類を含む日本産食品等の輸入に対して、政府等が発行する証明書の添付等の規制が措置されました。本年 3 月の欧州委員会において、清酒、ウイスキー及びしょうちゅうが規制の対象から除外されましたが、それ以外の酒類に対しては、輸入規制が引き続き適用されていました。

10 月 19 日、欧州委員会の食品流通行程・家畜衛生常設委員会は、既に規制の対象から除外されている清酒、ウイスキー及びしょうちゅうに加え、全ての酒類（ビール、果実酒等）を規制対象から除外する緩和策等を含む EU 規則の改正の方針を採択しました。

今後、EU の欧州委員会において EU 規則の改正が採択され、EU 内部での手続きを経た後に、改正後の EU 規則が施行されることとなります。

この改正により、日本産酒類を EU 各国へ輸出する際に求められていた産地証明書、放射性物質の検査証明書等の添付が不要となります。

（参考 1）

これまで、日本政府は、各国税局及び（独）酒類総合研究所が実施した放射能分析結果など、酒類の安全性に係る客観的・科学的なデータを、欧州委員会に提供するとともに、規制の解除に向けた働きかけを行ってきました。

（参考 2）

主要国・地域における日本産酒類の輸入規制の状況等（平成 24 年 10 月 23 日現在）は、以下のリンクをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/sake/pdf/betten22.pdf>